

小鹿野町の小学校再編整備方針 及び実施計画(案)



令和3年10月
小鹿野町教育委員会

目 次

はじめに	P 1
I 再編整備方針について	
1 小鹿野町の小学校の現状	
(1) 小学校教育の現状	P 2
(2) 少子化の進展による課題	P 2
ア 小鹿野町の子ども数の急激な減少	
イ 各小学校の子ども数・学級数・教職員数の今後の見込み	
ウ 教職員数が減少することによる課題	
エ 複式学級の課題点	
2 子どもにとって望ましい教育環境	P 6
(1) 学校規模によるメリット・デメリット	
(2) 望ましい小学校教育の環境	
3 教職員の意識等の現状	P 7
4 教育予算面からみた各小学校の子どもたちの教育費の現状	P 8
5 統合以外の方策についての検討見解	P 9
II 再編整備実施計画について	
1 小学校の再編整備（統合）の基本的事項及び実施計画	P 11
(1) 標準規模（適正規模）の考え方	
(2) 統合する場合の基準	
(3) 小学校統合の基本方針及びスケジュール	
(4) 統合後の各小学校の子ども数及び学級数	
(5) 通学の安全確保	
(6) 統合校となる小鹿野小学校の環境整備	
(7) 不安を和らげ、期待や楽しみがもてる統合にするための取組	
(8) 保護者や地域住民の合意形成	
(9) 小鹿野町小学校統合準備委員会（仮称）の設置及び検討	
2 統合小学校の将来像について	P 18
(1) 適正規模集団や少人数による教育を効果的かつ弾力的に行い成果を高める学校	
(2) ICTの環境を充実し、ICTを活用した授業を積極的に実践する学校	
(3) 小学校教科担任制を導入し質の高い授業を推進する学校	
(4) 小中の一貫教育を推進する学校（併設型の小中一貫校）	
(5) 小中一体の学校運営協議会制度を取り入れた学校（コミュニティ・スクール）	
おわりに	P 19
III 関係資料編	P 20

はじめに

近年の全国的な少子化傾向と同様に、小鹿野町の子どもの出生数も年々減少し、小・中学校の小規模化が急激に進行している現状があります。今後の小鹿野町の人口推計を見ても少子化の進行は避けられず、特に、町内に4校ある小学校の極小規模化が懸念される状況です。

このような状況を踏まえ、町（教育委員会）は、今後の小鹿野町の学校教育のあり方について、ご意見やご提言をいただくために、各学校のPTA関係者や教育活動支援者等を委員として、令和元年度には「小鹿野町学校教育推進協議会」を、令和2年度には地区毎の「地区学校教育推進協議会」を設置し、活発に協議いただきました。

その中で、「とてもよい教育が行われているので、現状のまま小規模校の良さを生かした教育をさらに推進していくべきである。」「小規模校は、教職員や保護者、地域の人が、子ども一人一人をよく理解し、その特性を活かして伸ばしてやることのできるから、統合ありきの考えではなく、他の方策も検討すべきではないか。」などの、再編整備（統合）に反対するご意見・ご提言をいただきました。

また一方では、「子どもたちが、一定の集団の中で多くの友だちと関わり合い、切磋琢磨し合いながら学習・生活することが必要であるので、統合をした方がよいのではないか。子ども数の減少を考えると、統合もやむを得ないのではないか。」「中学校もすでに統合し、幼稚園や保育所もこども園に統合したのであるから、小学校も統合して、幼児期から小・中学校までの10数年間を一緒に過ごして、勉強や遊びができた方がよいのではないか。」などの、再編整備（統合）に賛成するご意見・ご提言もいただきました。

さらには、「今後、小学校に入学する子どもの保護者や現在小学生がいる保護者は、いつ統合になるのかと、不安や関心をつのらせている状況があるので、町（教育委員会）がどのように考えているのか、早めに方向性を示して協議していくことが重要である。」とのご意見・ご提言もいただきました。

これらのご意見・ご提言を踏まえ、後述のとおり、少子化の進展による子ども数の急激な減少見込み、学級数や配置される教職員数の減少見込みや課題、学校規模によるメリット・デメリット、望ましい小学校教育の環境など、様々な観点から今後の小鹿野町の小学校の望ましい教育環境について考察をいたしました。

その結果、同一年齢の適正規模の集団が確保された環境の中で、子どもたちが多くの友だちと関わり、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていけるよう、小学校を計画的に1校に統合して、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備していく必要があるという考えに至りました。

本町の各小学校は、地域の方々の絶大なご支援ご協力をもとに、子どもたちの教育施設として長い歴史を有すると同時に、各地域のシンボルであり、文化や伝統を育む地域づくりの拠点としての機能を果たしてきました。そんな小学校をできる限り残したいという、保護者や地域の方々の気持ちは当然な思いであると考えますが、子どもたちの成長にとって、よりよい教育環境を築いていくための統合であるにご理解をいただき、ご協力をくださいますようお願いいたします。

I 再編整備方針について

1 小鹿野町の小学校の現状

(1) 小学校教育の現状

本町にある現在の4小学校は、1校は11学級の標準規模程度の学校ですが、他の3つの小学校はそれぞれ、複式学級1つを含む5学級の学校、複式学級2つを含む4学級の学校、全学年単級の6学級の学校と、ほとんどが小規模校です。

これまで町（教育委員会）では、少人数教育のよさを生かすとともに、小規模であることの支障が起きる限り生じないように、町費による学習指導員や生活指導補助員を各小学校に手厚く配置し、子どもたちの教育が充実したものになるよう支援を行ってきました。

そのため、令和元年度開催の小鹿野町学校教育推進協議会や令和2年度開催の地区学校教育推進協議会等において、保護者や地域住民の方々からは、「町は様々な教育施策を積極的に推進し、どの学校も校長をはじめ教職員が子どもたちに熱心に指導して、とてもよい教育が行われている。小規模校では、教職員が子どもたち一人一人に目を行き届かせ、子どもをよく理解し大事にした教育が行われている。また、縦割り活動等を積極的に実施し、異年齢の良好な人間関係を築くなど、地域の協力を得て特色あるよさを活かした教育が実践されている。」等の、高い評価をいただきました。保護者や地域の方々から、概ね満足をいただいている教育が展開できていると考えています。

(2) 少子化の進展による課題

ア 小鹿野町の子ども数の急激な減少

前述したように、現在の小鹿野町の小学校教育については、保護者や地域の方々からも概ね好評な評価をいただいているものの、一方で子ども数が急激に減少してきているという課題があります。

小鹿野町の小学生の数は、平成17年の旧両神村との合併後の769人をピークに減少を続け、小鹿野町住民生活課の年齢別人口資料（令和3年4月1日現在）によれば、令和元年度には545人、本年度（令和3年度）は450人になってしまいました。

今後もさらに減少を続け、令和8年度には272人となることを見込まれます。5年間で178人、約40%の減少ということになり大変に憂慮すべき状況になっています。

小鹿野町住民生活課の年齢別人口資料（令和3年4月1日現在）に基づいて、「小鹿野町の子ども数の推移」を表にすると、次のようになる見込みです。各小学校に今後入学する子ども数は、小鹿野小学校でも令和4年度以降は30人前後となり、令和8年度には16人になってしまいます。他の3小学校も1桁の入学者数が続き、入学者数が2人、3人になってしまう年度も出てくることを見込まれます。

今後の状況を正確に予想することは難しいですが、減少傾向はさらに継続することが予想され、本町の小学校が極度の小規模になることへの対応は、喫緊かつ重大な課題であると考えます。

【小鹿野町の子ども数の推移】

小鹿野町小学校区年齢別人口

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

出生年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
入学年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年 齢		14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
学 年		中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1						
小鹿野小	下小鹿野	25	24	20	25	21	18	15	18	12	12	15	13	7	4	8
	小鹿野	35	36	36	28	29	35	25	23	19	16	18	13	17	12	15
	伊豆沢	3	2	1	1	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0
	日 尾	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	藤 倉	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小 計	63	63	60	54	51	54	42	42	32	30	33	26	24	16	24
長若小	長 留	7	8	6	4	9	7	3	3	6	5	5	5	3	5	4
	般 若	2	7	7	4	3	4	3	4	1	3	2	3	3	1	3
	小 計	9	15	13	8	12	11	6	7	7	8	7	8	6	6	7
三田川小	飯 田	9	7	15	7	4	6	4	3	3	6	3	2	2	3	1
	三 山	3	4	2	1	2	1	1	3	1	1	0	3	2	2	1
	河原沢	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	小 計	12	11	17	8	7	7	6	6	4	7	3	6	4	5	2
両神小	両神薄	6	12	12	15	13	9	6	10	8	10	4	3	2	5	4
	両神小森	6	7	5	8	4	5	4	2	2	0	2	3	0	1	0
	小 計	12	19	17	23	17	14	10	12	10	10	6	6	2	6	4
総 計		96	108	107	93	87	86	64	67	53	55	49	46	36	33	37

(関係資料編P20資料1を参照)



イ 各小学校の子ども数・学級数・教職員数の今後の見込み

子ども数が減少し小学校に入学する子どもの人数が少なくなると、各学校の学級数が減り、それに伴って配置される県費負担教職員数も少なくなります。

令和3年4月1日現在の町の年齢別人口資料に基づいて予測すると、今後の7年間の各小学校の年度別子ども数・学級数・教職員数については、概ね次の表のようになることが見込まれます。(関係資料編P22資料2とP26資料3を参照)

【年度別の各小学校の子ども数・学級数】 令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

年度 学級数	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
12					(統合校) 306人		
11	小鹿野小 275人					(統合校) 272人	(統合校) 256人
10		小鹿野小 251人					
9			小鹿野小 233人				
8				小鹿野小 205人			
7					小鹿野小 187人		
6 (全単級)	両神小 86人	両神小 73人	両神小 62人			小鹿野小 161人	小鹿野小 153人
5 (複式1級)	長若小 51人	長若小 51人		両神小 54人			
4 (複式2級)	三田川小 38人	三田川小 37人	長若小 46人 三田川小 33人	長若小 43人 三田川小 32人	長若小 43人 三田川小 30人 両神小 46人	長若小 42人 三田川小 29人 両神小 40人	長若小 42人 両神小 34人
3 (全複式級)							三田川小 27人

※ (統合校)は、仮に4小学校が統合した場合の小学校を想定しています。

※ この表における学級数は、特別支援学級が無い場合における数となっています。

【学級数に対して配置される県費負担教職員数】

学級数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
校長・教員	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3
養護教員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
事務職員 (県費負担)	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
合計	18	17	15	14	13	12	11	10	9	7	4	3

ウ 教職員数が減少することによる課題

学級数が少なくなり、県費で配置される教職員数が少なくなれば、当然のこととして、教員一人当たりの校務負担や行事等に関わる負担が大きくなることで、子どもに接する時間や授業のための教材研究や準備を行う時間も制約され、子どもへの教育の低下にも繋がる懸念されることとなります。また、担当している校務分掌に係る出張機会も多くなるため、補欠授業の調整が円滑にいかず、子どもたちの自習等が多くなり授業進度に影響を及ぼすことも予想されます。

さらに、教職員数が少なく同学年の担任教員がいないため、学習指導や生徒指導上のことで相談することがしにくくなるので、子どもたちへの教育の質が低下する懸念も生じます。その他、教職員相互の連携や切磋琢磨の機会が少なくなり、教職員の指導力の向上も図れない状況が予想されるとともに、ティーム・ティーチングや習熟度別の少人数指導、高い専門性を有する教員による教科担任制など、ある程度の教職員数が確保されていて可能となる、多様な指導方法を行うこともできなくなります。教職員の経験年数、専門性、男女比等のバランスも悪くなることにより、学校課題に対して組織的な対応が難しくなるなど、学校運営上の様々な支障が懸念されることとなります。

エ 複式学級の課題点

極小規模校になって、同一学年の子どもの人数が極端に少なくなると、複式学級が編制されることとなります。複式学級は、学級編制の方式で、異なる二つ以上の学年の子どもの人数が16人以下（1年生を含む場合は8人以下）となる場合に編制されます。本来、この学級の担任教員は1人で、算数や国語などの学年によって内容が異なる授業を、同じ教室で交互に教える形で行われます。担任が一方の学年の子どものを教えている間は、他方の学年の子どもは与えられた課題を自力解決する学習になることが一般的です。

複式学級では、上級生の勉強を知ることができる、人数が少ないので目が行き届いた細やかな指導ができる、学習の場において個別の表現機会が多くあることで、自ら考え表現する活動を確保できることなど、メリットといえる面もあります。

しかし、一方ではデメリットとして、2つの学年の子どもたちが同一時間に同じ教室で内容が異なる学習をすることの難しさ（教員の不安感や負担）、子どもたちの人間関係が固定化され切磋琢磨する精神が育ちにくいこと、異なる多様な考えや価値観等に触れる機会がないために思考や視野が狭くなってしまうこと、人間関係の葛藤を経験する機会が少ないために、柔軟なコミュニケーション力等が育ちにくいことなどが指摘されています。

また、体育科や音楽科の授業等における少人数ゆえに起こる制約や、異なる2学年以上で編制されているので、子どもたちの発達段階や学習経験の個人差が大きいことなど、課題が生じるとの指摘もされています。

その他、複式学級での年子の兄弟(姉妹)が同一教室で学習する場合があることや、単式学級とは異なる指導順で学習をしていた複式学級に在籍していた子どもが、途中で単級の他校へ転校したときに未習事項が生じるおそれがあることも課題となってきます。

2 子どもにとって望ましい教育環境

(1) 学校規模によるメリット・デメリット

学校規模によって、子どもたちへの教育で、うまくできること・工夫が必要という面はあります。工夫次第でカバーできないことではないかもしれませんが、子どもたちへよりよい教育を推進・保障していく上で、学校規模は無関係ではないと考えます。

学校規模別におけるメリット・デメリットは、一般的に以下のようなことが言われています。

小規模校	標準（適正）規模校でできること	大規模校
うまくできる	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の子どもを深く理解することができる。 ・子ども一人一人の活動の場が多く設定できる。 ・子ども同士の間関係が深まる。異年齢間の交流が生まれやすい。 ・個々の子どもに十分な指導が行える。 ・指導方法などで、教員の意思統一が図りやすい。 ・学校、地域、保護者同士の繋がりができやすい。 ・特別教室などの学校施設が十分に利用できる。 	工夫が必要
工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力しあって、社会性、忍耐力、包容力等を身につける。 ・自分で課題を解決する能力が高まるとともに、「競い合い（切磋琢磨）」などによる学力や運動等の向上が期待できる。 ・学校内の教員同士で教科の研修や悩み事等の相談ができる。 ・学級の中で、複数のグループが編成ができ、多様な学習ができる。 ・運動会などの集団活動がうまくできる。 ・複数の委員会等を組織し、自主的な活動を活発に行うことができる。 ・多様な資質、特性を有する教員を、適切に人数配置できる。子どもが様々な教員と関わり影響を受けることができる。 	うまくできる
できない	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学年でクラス替えができる。多くの友達と関わるることができる。人間関係の固定化が防げる。 	うまくできる
工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・教員がまとまって、効果的・創造的な指導体制を構築しやすい。 ・ひとりの教職員の受け持つ校務分掌も多くなく、出張等の調整もしやすく、多忙感が比較的緩和される。 ・校内の各教科部会や生徒指導部会など、学校の運営組織を効果的に編成しやすい。 ・登下校時の通学指導が行いやすい。 	うまくできる

(2) 望ましい小学校教育の環境

文部科学省の「子どもの徳育に関する懇談会」の報告書では、「子どもの発達は、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ新たな能力を獲得する過程であるが、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら総合的に発達する。子どもは身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、様々な知識や技能を習得するとともに、自己の主体性と人への信頼感を形成していく。(中略)

子どもたちは視野を広げ、認知力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていくが、そのためには発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である(後略)」と述べられています。

また、「小学校低学年においては、『人として、行ってはならないこと』についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成等が重要である。小学校高学年においては、発達の個人差も顕著になるいわゆる『9歳の壁』やギャングエイジと呼ばれる閉鎖的な仲間集団の発生時期を経て、集団の規則を理解して、集団活動に主体的に関与したり、遊びなどでは自分達で決まりを作り、守るようになる。それらを通して、自己肯定感の育成、自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図ることが重要である」と報告されています。

そして現在、学校における今後の教育は、教員による一方的・一斉型の授業だけではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。

これらのことを踏まえると、小学校の望ましい環境は、やはり同一年齢で、ある程度の人数(学級編制基準の35人から20人程度)で編制された学級集団が複数ある環境で、単に知識や技能を習得するだけでなく、多様で豊かな人間関係づくりや学習・体験が経験でき、互いに切磋琢磨しながら未来に向かって成長していくことができる環境であると思います。また、同一町内での公教育を行う上でも、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を保障することは重要であると考えます。

3 教職員の意識等の現状

子どもたちに指導をしている教職員は、学校が極小規模校化していくと、子どもの教育環境や自分たちの職場環境は、実際にどのようになると考えているのか、令和3年6月21日に、質問紙によるアンケートを実施して調べてみました。

「小鹿野町の小学校の教育環境」に対する教職員の意識調査アンケートの回答は、以下のような結果でした。(回答内容については、関係資料編P29資料4を参照)

Q1の「現任校での教育指導上の効果的な面や課題となっている面」、Q4の「今後の子ども数等の急激な減少によって、子どもの教育環境や教職員の業務状況はどうか」という設問に対する回答では、様々な資料でも指摘されている小規模校のメリ

ットやデメリット、標準規模校等のメリットやデメリットと同様の回答が数多くありました。

やはり、小鹿野町の学校現場でも、よく言われる学校規模によるメリット・デメリットは当てはまり、どんな学校規模であっても一長一短な面があるということを示しています。この規模の学校が絶対よいのだと、一概には言えないということだと思えます。

Q2の「適正規模についての認識」についての設問では、認識についてばらつきがあることが分かりました。

しかし、Q3の「理想とする1学級当たりの子ども数や同学年の学級数」の設問では、ほぼ全ての教職員が、1学級当たりの子ども数は「20人以上30人未満」又は「30人以上35人未満(ほとんどは20～30人の回答)」、同学年の学級数は「2～3学級」が理想であると答えました。小規模な小学校3校を含む5つの小・中学校で、多くの保護者や地域の方々が、概ね満足と評価いただいている教育を実践している教職員のほとんどが、このように答えたことは、重く受け止める必要があると思えます。

やはり、子どもたちの知識や技能、様々な資質や豊かな人間性等を確実に育てていくためには、同一年齢のある程度の人数(20～30人)で編制された学級集団が複数ある環境の中で、様々な学習や活動を経験し、互いに切磋琢磨しながら成長していくことが最も重要であるということだと思えます。

4 教育予算面からみた各小学校の子どもたちの教育費の現状

令和2年度における町内小学校の教育費(学校教育課予算)を基に、各小学校における子ども1人当たりにかかっている教育費を計算してみたところ、次のような結果になりました。

・小鹿野小学校	約283,846円	2.6倍
・長若小学校	約631,741円	
・三田川小学校	約743,119円	
・両神小学校	約494,959円	



これは、あくまで各小学校の教育費(学校教育課予算)を、各校に在籍する子どもの総数で割って、子ども1人当たりの教育に、直接的または間接的に費やされている金額を算出したものです。各学校で必要とする予算項目は一部異なるものもありますが、概ねの予算項目が共通しているので、比較の一つの参考としてよいのではないかと考えます。

ご覧いただくと、最も多い三田川小学校と最も少ない小鹿野小学校とでは、約2.6倍の差が生じています。経費の中には、子どもの人数に応じた積算的な予算もあれば、子どもが何人であろうが、学校が存在すれば必要になる光熱費や施設管理費などの経常経費があります。これらの経費等を在籍する子どもの人数で割ったわけですので

で、在籍する子ども数が少ないほど割高になってしまいます。

現在推進されているGIGAスクール等に関わる通信機器なども、子どもの人数に関係なく基本の使用容量等が必要なため、小学校が4校あれば4校分の通信機器等の維持費の予算が必要になります。新たに必要となる予算が増えることで、各学校間の子ども1人当たりの教育費の差も広がることが予想されます。

本来ならば同じ町内の子どもたちである以上、子ども1人当たりの教育費はある程度は公平である方が、保護者や町民の理解も得られやすく好ましい状況であると考えます。

また、これまで町（教育委員会）では、小規模校（少人数教育）の配置される教職員数が少ないことによる支障が、できる限り子どもたちの教育に影響しないように、複式担当学習指導員をはじめ、一般の学習指導員や生活指導補助員等を各学校に手厚く配置してきました。しかし、今後、各小学校に複式学級が複数発生して、さらに極度の小規模化が進行することを考えると、町費による多くの学習指導員を配置することは財政的にも厳しく、また、教員免許が有効な学習指導員を多数見つけて確保することは、教職員の人事事務上も困難な状況です。

それぞれの学校にかかってくる諸経費を1校に集約し、様々な面に予算を利用していければ、これまで以上に充実した教育施設や教具等が整備できるとともに、子どもたちに直接的に還元できる予算執行も増えると考えます。同時に各校に分散配置していた学習指導員等の集約が可能となり、子どもたちの教育が一層充実できると思います。教育関係予算をより有効に活用するという財政面からみても、小学校の再編整備（統合）は必要かつ有益であると考えます。

また、極小規模校では、宿泊学習や校外学習等でのバス借り上げ料や卒業アルバム製作料等において、どうしても子ども1人当たりの金額が多くなってしまいますが、適正規模の子ども数がいれば、1人当たりの金額も少なくなり保護者の負担も軽くなるという利点も生まれます。

5 統合以外の方策についての検討見解

これまで、小鹿野町学校教育推進協議会や議会等で、町（教育委員会）は統合ありきの考え方ではなく、他の方策も含め十分に検討した上で、小学校の今後の望ましい環境整備のあり方を決めていくことが大切であるとのことをご意見をいただきました。

ご意見のとおり、全国には様々な状況や理由により、小規模校の教育のよさを活かし課題を補う何らかの方策を講じて、学校統合をせず小規模校を存続している市町村もあります。

○「小規模特認校制度」や「学校選択制」を導入してはという意見について

例としてあげられた、「小規模特認校制度」や「学校選択制」等の方策は、市町村域が広くて各学校区の環境（自然・文化・地域性等）に大きな差異があり、学校に顕著な特色を活かした教育活動ができる条件が揃っていて、さらに、大中規模の学校が複数あり、子どもたちを分割しても適正規模の人数を各校で確保できる状況であれば、

「いじめや不登校」等への対応も含め、その学校の特色を活かして小規模校を存続していくことは、可能であり有益であると考えます。

しかし、小鹿野町のように学校を取り巻く教育環境の差異もあまりなく、少子化が急速に進み、数年後には町内の4小学校のうち3小学校が、複式学級が複数になる極小規模校となり、町全体で1学年の子どもの人数が30人前後になる状況では、子どもを分割して極小規模校を維持することは困難であると考えます。それに、そもそも統合が必要であるとする根拠となっている、極小規模校であるがゆえの子どもたちの教育環境の課題を解決するものにはなりません。また、これらの方策においては、個々の希望により居住学区外の学校へ通学する子どもたちの通学手段など、様々な課題が生じることが懸念されます。

○配慮を要する特定の子どもたちのための学校を1校残してはという意見について

統合するにしても、多人数の中では不応適を起こす子どもや、「いじめや不登校」等の課題のある子どもたちを、受け入れるための小規模校を1校残してはどうかという意見もありました。極小規模校を残すことは、やはり小学校統合の考えの根拠となっている教育環境の課題を、そのまま残すこととなります。

その上、特別な支援を要する子どもたちの教育のためには、特別支援教育等の専門性を有する教職員の確保が必要ですが、極小規模校は配置される教職員数も少ないため、その確保は極めて困難になると考えます。

どの規模の学校でも、「いじめや不登校」等の防止に努め、きめ細やかな指導を行うことは当然のことです。またどの学校でも、特別な支援を要する子どもたちの教育のために、特別支援学級を設置できます。それらの点から、「いじめや不登校」等の課題を有する子どもを、受け入れるために極小規模校を1校残すということは、適当な方策ではないと考えます。

○兵庫県香美町で実施している「学校間スーパー連携チャレンジプラン」のような方策を講じてはどうかという意見について

議会の質疑の中で話題となった、兵庫県香美町の「学校間スーパー連携チャレンジプラン」は、小規模校のプラス面を活かしながら、複数の小規模校同士の合同授業を計画的に実施することで、小規模校の課題として指摘されている要素を解決しようとする取組ですが、素晴らしい取組であると考えます。

しかし、例えば年間10数回（30数時間）程度の合同授業を実施して得られる成果と、実施するための移動方法や時間の確保、教職員間の指導方法の打合せなどにかかる労力や負担を考えたとき、小鹿野町の極小規模校の教育環境に係る諸課題を解決する方策としては適当ではないと考えます。

計画的に作り上げられた時間を一緒に過ごすのではなく、やはり、日常的に適正規模の同一年齢集団の中で、子どもたちが多様な考えや価値観に触れながら学習や生活をし、様々な人間関係づくりや体験を経験しながら、将来に向けて知識や技能、豊かな人間性や資質を育める環境が望ましいと考えます。

ただし、極小規模校の教育環境の課題を少しでも解消しつつ、統合をする場合においての子どもたちの不安を和らげ、子どもたちが楽しみや期待を大きくできるように

するために、子どもたちが実際に集まったの合同授業やオンラインによる交流などを、今後さらに積極的に実施していきたいと考えています。

○若い世代や小さな子どもがいる親が小鹿野町に移住してくるような取組を強化してはどうかという意見について

「町が様々な方策を駆使して、若い世代の人や小さな子どもがいる親たちが、小鹿野町に移住してくるようにはどうか」というご意見もありました。

町でも小鹿野町の良さをPRして、他の地域から移住者を増やそうと様々な取組に努めておりますが、目前に迫った子どもの急激な減少を見据えると、それらの取組の効果を待って、課題の解決を先送りにはしていただけない状況ではないと考えます。

従って、幼稚園と保育所が「こども園」に、中学校がすでに統合していることもあり、保護者や地域の皆様のご理解ご協力をいただきながら、円滑に小学校の統合を進め、集団性を活かした教育や少人数教育を効果的に実施できる学校を築くことが、現在の小鹿野町の小学校が置かれている課題を解決する最良の方策であると考えます。

II 再編整備実施計画について

1 小学校の再編整備（統合）の基本的事項及び実施計画

小鹿野町の子ども数の急激な減少状況を踏まえ、極小規模校としてのデメリットを解消し、子どもたちが同一年齢の適正規模集団の中で、単に知識や技能を習得するだけでなく、多様で豊かな人間関係づくりや学習・体験ができ、切磋琢磨しながら未来に向かって成長していくことができる小学校教育環境を築くために、小学校の統合を進めます。

(1) 標準規模（適正規模）の考え方

子どもたちにとって学校は、確かな学力（知識や技能、学ぶ意欲など様々な能力）やたくましく生きるための心身の健康を培うとともに、自分とは異なるいろいろな個性に出会い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、豊かな心や集団性・社会性を育むことができる環境であることが望ましいと考えます。

学校教育法施行規則等の国法においては、小学校の標準規模（適正規模）として12学級以上18学級以下としています。様々な考察を踏まえると、本町においても小学校の標準規模（適正規模）は、概ね同様であると考えます。

（関係資料編P26資料3を参照）

(2) 統合する場合の基準

統合する場合の基準は、子どもたちの教育及び学校運営上の支障が大きくなり、様々な課題が想定される状況になった場合とすることが妥当であると考えます。

そのように考えると、基準としては、教育指導が難しくなり、教職員の負担も大きくなる複式学級が2学級になった場合、または、各学年の子どもの人数次第では、完全複式学級になってしまう、全校の子ども数が40人未満になった場合とすることが適正であると考えます。

(3) 小学校統合の基本方針及びスケジュール

統合基準を前述(2)のとおりとした場合、三田川小学校は、令和2年度から既に複式学級が2学級となっており、令和3年度には全校の子ども数も38人で40人未満になっています。

また、長若小学校は、令和5年度からは複式学級が2学級になる見込みで、両神小学校も令和7年度からは複式学級が2学級になる見込みです。

これらの状況を踏まえると、三田川小学校はすぐにでも統合すべきであり、長若小学校も令和5年度には、両神小学校も令和7年度には、統合することが妥当であることとなります。

しかし、時期的にあまりに急な統合や不規則な統合は、子どもたちや保護者など関係者に大きな不安や負担をかけ混乱を招くことになり、望まれた統合とはならないと考えます。

子どもたちや保護者、地域の方々の心理的・物的な準備をはじめ、学校や町行政等の統合に係る様々な準備のための期間を考えると、ある程度の中・長期的な展望に立って統合を進めることが大切であると考えます。

統合校については、普通教室数の多さや特別教室の状況、教室棟と管理棟が併設されているなどの校舎規模の大きさ、新築された体育館やプール等の様々な学校施設状況を考えると、小鹿野小学校とすることが望ましいと考えます。子どもたちの通学においても、4小学校の中心的位置にあり、他の3小学校からおよそ4kmほどの距離にある小鹿野小学校が最も統合校に適当であると考えます。

また、中学校の一斉統合時に生じた、教育課程の編成(各中学校が実施していた特色ある教育活動の調整)や、子ども同士の円滑な人間関係づくりの難しさなどの様々な課題を回避するとともに、統合による教職員の過員解消のために統合前数年間は、各小学校に臨時任用教員が増加配置されることなどの、人事異動事務上の諸課題を軽減するためにも、年度をずらした段階統合がよいのではないかと考えます。

さらには、段階統合であれば、「こども園」で一緒に生活した子どもの割合が年々増加して統合を迎えることになり、子どもたちの人間関係づくりの不安も軽減できるのではないかと考えます。

これらの考えに立って、以下の通りの基本方針及びスケジュールで、統合を進めたいと考えます。

【基本方針】

- ① 三田川小学校、長若小学校、両神小学校を小鹿野小学校に統合します。
- ② 統合の時期は、令和6年4月から令和8年4月までの段階的な統合を目指します。
- ③ 統合に向けて調整・協議する事項が発生した場合には、統合準備委員会(仮称)を組織・設置して検討します。

【スケジュール】

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の再編整備（統合）方針（案）の作成 ・小鹿野町教育審議会を設置〔諮問・答申）11月～2月末 ・答申を教育委員会へ報告 ・議会全員協議会への経過報告
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校PTAと幼児の保護者（地域住民を含む）への説明・区長協議会へ説明 ・教育委員会で「小学校の再編整備方針・実施計画」を策定 ・議会へ学校設置条例改正を議案上程 ・統合準備委員会の設置及び協議
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・再編整備（統合）に関する諸準備 交流授業・事業を促進
令和6年度	三田川小学校を統合
令和7年度	長若小学校を統合
令和8年度	両神小学校を統合

（４）統合後の各小学校の子ども数及び学級数

令和6年度から段階的に統合を進めていくと、各小学校の子ども数や学級数は以下のような見込みです。（学級数は、特別支援学級がない場合の数となっています。）

この計画を進めると、統合校の1年生は、毎年30人以上の単級となります。

初めての小学校生活に不安や戸惑いをもっている1年生が、多人数の単級となることに大きな懸念を抱く方もあるかと思いますが、1年生の学級には学習指導員等を他の学年以上に手厚く配置し、少人数指導を積極的に取り入れます。

また、学級全体で学習や活動をする場合でも、担任と学習指導員等によるティーム・ティーチングで対応するなど、常に複数の教職員等で支援を行う体制を確保いたします。

【令和6年度】

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

学 校 名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
小鹿野小学校 (三田川小統合)	子ども数	32	36	37	36	48	48	237
	学級数	1	2	2	2	2	2	11
長若小学校	子ども数	8	7	8	7	7	6	43
	学級数	1	1		1		1	4
両神小学校	子ども数	6	6	10	10	12	10	54
	学級数	1	1		1	1	1	5

※ 小学校5年生までの学級編制基準人数は35人。

【令和7年度】

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

学 校 名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
小鹿野小学校 (三田川小学校統合) (長若小学校統合)	子ども数	34	40	43	45	43	55	260
	学級数	1	2	2	2	2	2	11
両神小学校	子ども数	2	6	6	10	10	12	46
	学級数	1		1		1	1	4

※ 全学年の学級編制基準人数は35人。

【令和8年度】

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

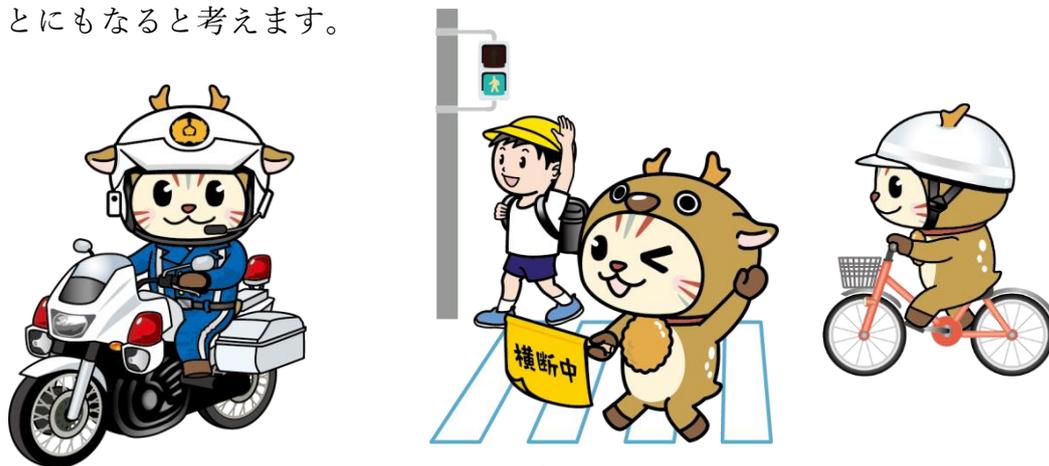
学 校 名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
小鹿野小学校 (長若小学校統合) (三田川小学校統合) (両神小学校統合)	子ども数	33	36	46	49	55	53	272
	学級数	1	2	2	2	2	2	11

※ 全学年の学級編制基準人数は35人。

(5) 通学の安全確保

国の通学基準は、小学校においては概ね4km以内となっており、歩いて通学できることが前提となっています。小学校の再編整備（統合）により、統合される小学校の子どもたちは、通学距離が長くなるため、原則全員がスクールバスを利用して通学するようにします。

統合等によるスクールバス通学時間の目安としては、全国的にこれまで統合した市町村の9割以上が1時間以内というデータがあります。本町の場合は、どの小学校区からのスクールバス通学時間も、概ね40分ほどで収まるのではないかと考えています。本町周辺のような過疎地域では、1人通学の子どもに対する保護者の安全面への懸念も高まっており、スクールバス利用は、保護者にとってかえって安心感を高めることにもなると考えます。



【現在の各小学校の通学状況】

令和3年度4月現在

学 校 名	通 学 方 法
小 鹿 野 小 学 校	徒歩・スクールバス（倉尾・津谷木地区〔登校時のみ〕）は6人
長 若 小 学 校	徒歩（全員）
三 田 川 小 学 校	徒歩・路線バス（日陰平橋〔久月〕より遠方の地区）は7人
両 神 小 学 校	徒歩・スクールバス（旧竹平分校学区より遠方の地区）は8人 その他（自家用車）3人〔中尾地区 父母の通勤で〕

【段階的統合中の各小学校の通学状況予想】

【令和6年度】

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

新 小鹿野小学校	旧小鹿野小学校区	徒歩 202人 スクールバス 3人（日尾1人・津谷木2人）
	旧三田川小学校区	スクールバス 32人（2台） （内訳） 河原沢地区 2人（旧バス2人） 三山地区 9人（旧バス3人） 飯田地区 21人
長若小学校		徒歩 43人
両神小学校		徒歩 50人 その他（自家用車）1人 スクールバス 3人（1台 薄地区のみ）

【令和7年度】

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

新 小鹿野小学校	旧小鹿野小学校区	徒歩 186人 スクールバス 1人（日尾1人・津谷木0人）
	旧三田川小学校区	スクールバス 30人（2台） （内訳） 河原沢地区 1人（旧バス1人） 三山地区 10人（旧バス4人） 飯田地区 19人
	旧長若小学校区	スクールバス 43人（2台） （内訳） 長留地区 27人 般若地区 16人
両神小学校		徒歩 44人 スクールバス 2人（1台 薄地区のみ）

【令和8年度】

令和3年4月1日現在 住民生活課年齢別人口資料による

新 小鹿野小学校	旧小鹿野小学校区	徒歩 160人 スクールバス 1人(日尾1人・津谷木0人)
	旧三田川小学校区	スクールバス 29人(2台) (内訳) 河原沢地区 1人(旧バス1人) 三山地区 9人(旧バス3人) 飯田地区 19人
	旧長若小学校区	スクールバス 42人(2台) (内訳) 長留地区 29人 般若地区 13人
	旧両神小学校区	スクールバス 40人(2台) (内訳) 薄地区 32人(旧バス1人) 小森地区 8人

(6) 統合校となる小鹿野小学校の環境整備

子どもたちが、元気に生き生きと学習し運動ができるように、統合校である小鹿野小学校の教育環境の整備に努めます。

統合前の令和5年度には、グラウンドの改修及び外構整備の工事を行い、子どもたちが安全に思い切り運動や遊びができるように整備する予定です。

また、スクールバスによる通学で、子どもたちが校地内で安全に乗降車できるように、スペースの確保や拡張に努めます。

(7) 不安を和らげ、期待や楽しみがもてる統合にするための取組

統合することに、3小学校の子どもたちはもとより、統合校となる小鹿野小学校の子どもたちも、様々な不安を抱くことが予想されます。子どもたちの不安を和らげ、統合してたくさんのお友達と学習や運動、遊びができることに、大きな期待や楽しみを感じられるようすることが大切です。

ここ1・2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になっていますが、これまでは、小鹿野町内の各小学校の子どもたちが交流を深められるように、芸術鑑賞会や小学校3年生の社会科見学、地区水泳大会や仲良し体育祭などの学校行事を一緒に実施し、子どもたちの交流を深めてきました。

今後は、統合がより円滑に実施され、子どもたちにとって有益なことになるように、さらに多くの校外学習や学校行事を一緒に実施したり、オンライン授業や合同授業を実施したりして、これまで以上に子どもたちが交流し合い親交を深められる取組を積極的に展開していきます。

同時に、各小学校では、教職員が様々な取組を通して、子どもたちに新しいお友だちを優しく迎えようとする気持ちや、新しいお友達の中でも臆せず自分自身の考えや力を出して頑張っていこうとする意欲などを、しっかりと育成してまいります。

(8) 保護者や地域住民の合意形成

本町の小学校は、長い歴史の中で、教育施設であると同時に地域のシンボルであり、災害時における避難場所としても利用される施設であり、地域と密接に関わってきました。そのため、小学校の再編整備（統合）には、地域の合意形成が重要です。

保護者や地域の方々には、小学校に対する様々な思いや考えがあると思います。保護者や地域の方々に、小学校の再編整備（統合）の必要性や重要性を丁寧に説明し、ご理解ご協力をいただけるように努めていかなければならないと考えます。

そのために、令和3年11月には、学校教育関係者や社会教育関係者、保護者や地域代表者等を委員とする「小鹿野町教育審議会」を設置し、「小鹿野町の小学校の再編整備方針及び再編整備実施計画（案）」について審議をいただきます。

審議会の答申に基づき必要な修正を行い、その後小鹿野町議会全員協議会、各小学校のPTAや今後入学を予定されている保護者の皆様への説明を行うとともに、区長協議会に説明するなど、保護者や地域の方々のご理解、合意形成に努めます。

（9）小鹿野町小学校統合準備委員会（仮称）の設置及び検討

統合に向けて新たに協議する具体的な事項が発生し、調整の必要がある場合には、保護者、教職員、学校関係者等をメンバーとする「小鹿野町小学校統合準備委員会（仮称）」を設置し、検討・協議をしていきます。

ア 想定できる具体的協議事項

- ・通学体制について（通学路・通学手段・安全対策）
- ・通学時の帽子、通学用バック、体育着（ジャージ）等について
- ・PTAの組織運営について（規約・組織編成・役員選出等）
- ・統合前の交流事業について
- ・教育課程（小鹿野ふるさと学習等）、学校行事について 等

イ 協議における留意事項

統合は令和6年度から令和8年度まで段階的に行う予定であるが、令和4年度上期に全体的な調整・協議を一度に行い、令和6年度・令和7年度・令和8年度の統合時は既に決定している内容に基づいて、円滑に新しい学校生活を送れるようにする。

基本的には、様々な事項は小鹿野小学校のものを母体として、統合する小学校の要素を加える考え方で調整・協議を行っていく。

また、学用品等の内容については、準備委員会で決定次第「統合準備だより（仮称）」等で保護者に周知し、統合により余分な費用負担が起らないように、前倒しして各小学校で事前から利用できるようにする。



2 統合小学校の将来像について

(1) 適正規模集団や少人数による教育を効果的かつ弾力的に行い成果を高める学校

現在、4つの小学校に配置している「学習指導員」や「生活指導補助員」を、統合小学校に集中的に配置し、集団性を活かした教育活動や少人数指導などを効果的かつ弾力的に実施し、子どもたちへきめ細やかな充実した教育を提供し、成果を高める学校を築きます。

(2) ICTの環境を充実し、ICTを活用した授業を積極的に実践する学校

現在、各小学校に整備されているプロジェクターやパソコン、タブレット端末等のICT機器を集約して整備し、GIGAスクール構想等を踏まえ、子どもたちにICTを活用した様々な授業を積極的に行える学校を築きます。

(3) 小学校教科担任制を導入し質の高い授業を推進する学校

適正規模校としてある程度の人数配置された教職員の中において、専門性の高い教員が、得意な教科指導を受け持つ教科担任制を一部導入し、より質の高い授業を提供します。また、担任だけでなく複数の教員の目で指導にあたり、子ども一人一人のよさを伸ばす教育指導を推進します。同時に、完全教科担任制である中学校での授業形態への円滑な接続を図ります。
(関係資料編P35資料5を参照)

(4) 小中の一貫教育を推進する学校（併設型の小中一貫校）

「郷土小鹿野に誇りを抱き、確かな『人間力』を身に付けた子ども」を育て、子どもたちの「夢と志」を育む教育を行い、学校段階の円滑な接続を図り、9年間の連続した学びと育ちを重視した小中一貫教育を推進していきます。そのために、併設型の小中一貫校として小学校と中学校を位置づけ、目標や手立てを共有し、教育課程を編成して系統的な教育を推進する学校を築きます。さらに、幼児教育（保育）から小・中学校、そして、小鹿野高等学校との連携・交流まで一貫性や系統性を大切にした教育を推進していきます。
(関係資料編P37資料6を参照)

(5) 小中一体の学校運営協議会制度を取り入れた学校（コミュニティ・スクール）

これまでの中学校と幼稚園・保育所の統合、そして小学校の統合により、町内の5地域社会（地区）を基盤としたそれぞれの地域意識から、新たな町全体という大きな地域意識が誕生します。

この新たな地域意識の確立は、町全体の絆をより深め、今後の町づくりに資するものです。小中一体となった学校運営協議会を設置し、保護者や地域の方々に学校運営に積極的に参画いただき、学校と保護者・地域がより密接な協働関係を築き、子どもたちに、地域に根ざした特色ある充実した豊かな教育を、さらに提供できる学校（コミュニティ・スクール）を築きます。

(関係資料編P38資料7を参照)

おわりに

この度、小学校の今後の望ましい教育環境について様々な角度から検討した結果、小鹿野町にある4小学校を計画的に再編整備（統合）し、適正規模の同一年齢集団による学校生活ができる環境にすることが望ましいとの結論に至りました。

小鹿野町の各小学校は、開校以来100数十年の長い歴史を有し、地域の方々に支えられて輝かしい文化や伝統を築き上げてきました。教育施設としてだけでなく、地域のシンボルであり、地域づくりの拠点となっていました。

その小学校が、再編整備（統合）により地域に無くなることは、保護者や地域の方々には、大変寂しく無念な想いをお持ちになる方も多いかと思います。しかし、少子化に伴う本町の子ども数の減少を踏まえたとき、やはり子どもたちが同一年齢の適正人数集団の中で、多様な考えや個性と触れ合い、互いに認め合いながら切磋琢磨して、健やかに成長できる環境を提供することは、町教育行政や子どもたちの周囲にいる大人たちの責務であると思います。

現在の子どもたちの様子を見てみると、特に問題性は感じないというご意見もあるかと思いますが、今後さらに子ども数が減少し、子ども自身や保護者が極小規模化したことによる弊害を顕著に感じるようになってから、時間の猶予もなく急に再編整備（統合）となった場合には、子どもたちや保護者に非常に大きな混乱と負担をおかけすることになると考えます。

やはり、中・長期的な展望に立って、今から再編整備（統合）について検討準備を始め、子どもたちが再編整備（統合）を楽しみにして、期待をもてるようにすることが重要であると考えます。

どうか、保護者や地域の方々においては、特段のご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

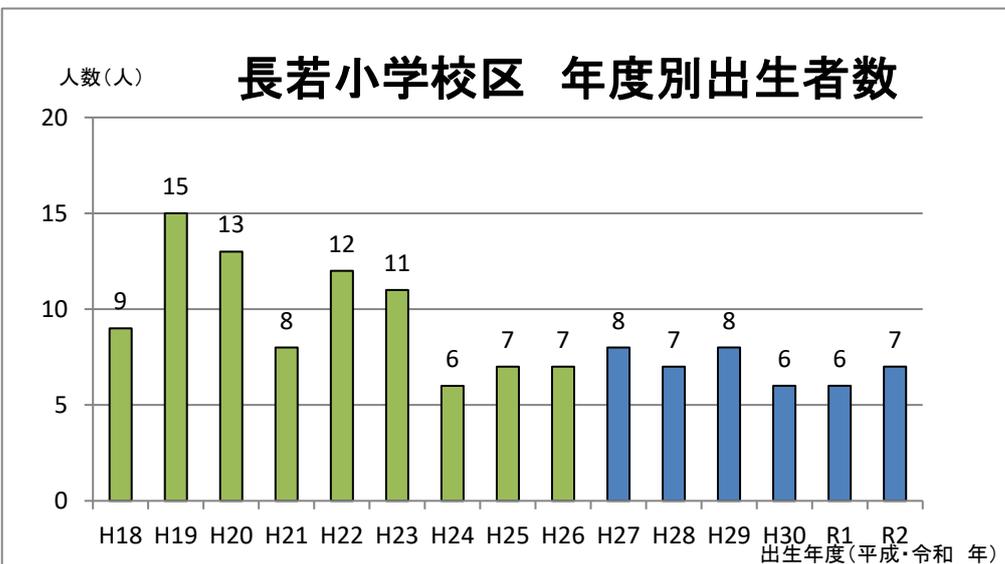
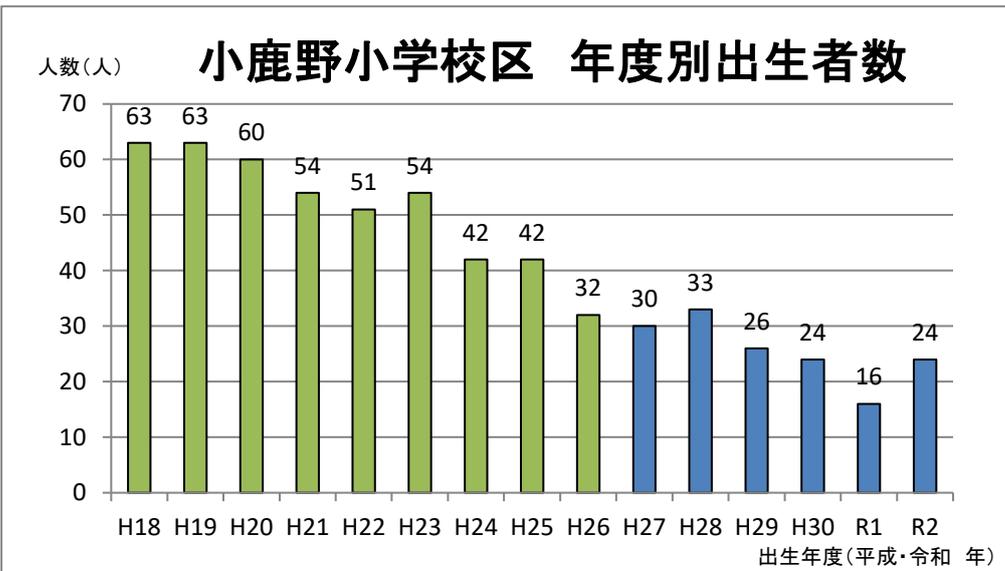
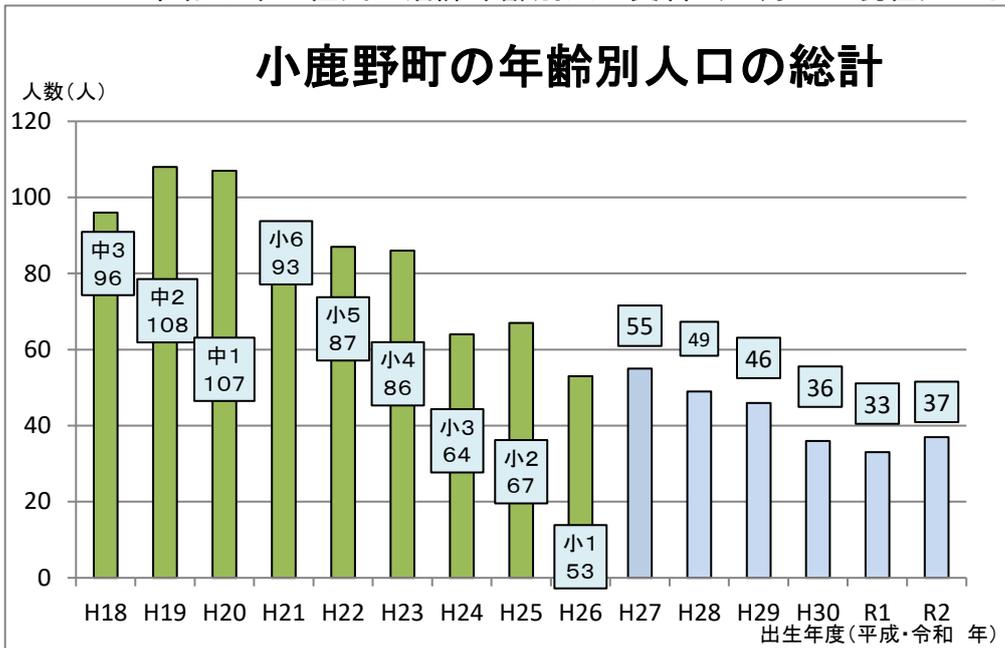
III 関係資料編



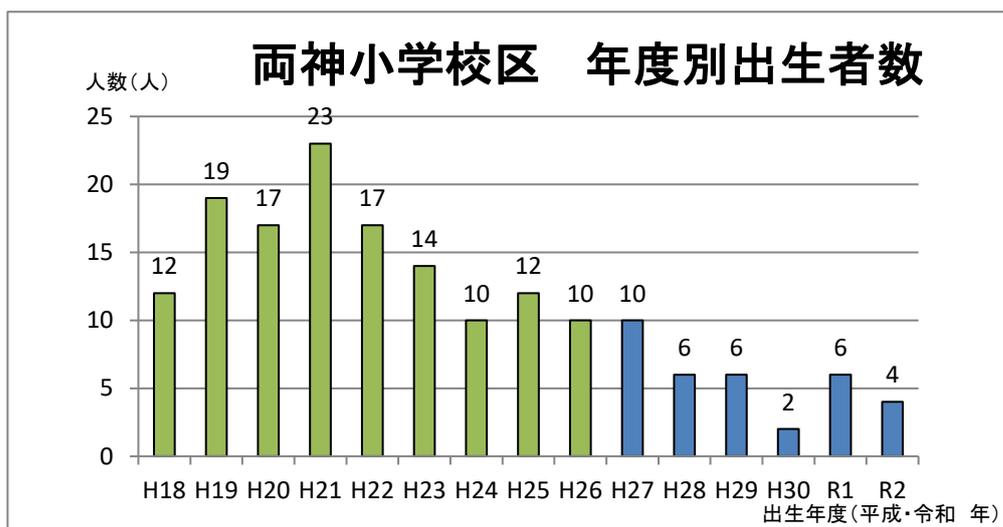
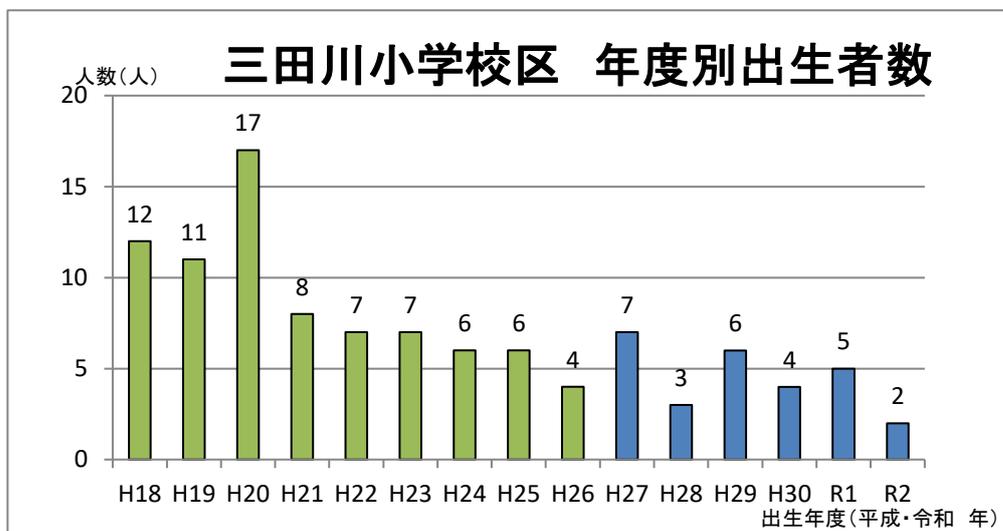
【小鹿野町の子ども数の推移】

資料 1

令和3年 住民生活課年齢別人口資料（4月1日現在）による



令和3年 住民生活課年齢別人口資料（4月1日現在）による



小鹿野小学校の児童数及び学級数の推移状況 予想

資料 2

令和3年4月1日現在 住民生活課 年齢別人口資料に基づく

1 児童数の推移

出生年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年 齢	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
学 年	小6	小5	小4	小3	小2	小1						
児 童 数	54	51	54	42	42	32	30	33	26	24	16	24

2 学級編成数の推移(特別支援学級の無しの場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

	小6	小5	小4	小3	小2	小1								
令和3年度	54	51	54	42	42	32	児童数	275						
	2	2	2	2	2	1	学級数	11						
令和4年度		51	54	42	42	32	30	児童数	251					
		2	2	2	2	1	1	学級数	10					
令和5年度			54	42	42	32	30	33	児童数	233				
			2	2	2	1	1	1	学級数	9				
令和6年度				42	42	32	30	33	26	児童数	205			
				2	2	1	1	1	1	学級数	8			
令和7年度					42	32	30	33	26	24	児童数	187		
					2	1	1	1	1	1	学級数	7		
令和8年度						32	30	33	26	24	16	児童数	161	
						1	1	1	1	1	1	学級数	6	
令和9年度							30	33	26	24	16	24	児童数	153
							1	1	1	1	1	1	学級数	6

○ 学級編制基準(小学校の場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

同学年の児童で編制する場合		2つの学年の児童で編制する場合(複式)		特別支援学級
1学年・2学年	35人	1学年の児童を含む場合	8人	8人
3学年～6学年	40人	それ以外の場合	16人	

※2021年に標準法が一部改訂となり、同学年の児童で学級を編制する場合の基準を35人として、2021年から5年
間をかけて、該当学年を順次引き上げることになった。(例：2021年は2学年まで、2022年は3学年まで・・・)
※複式学級とする学年は、基本的には低い学年同士から編制することになっている。(例外も認められる)

○ 学級数により配当される教職員数(小学校の場合) ※「埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準」に基づく(一部抜粋) 単位 人

学 級 数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
校 長・教 員	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3
養 護 教 員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
事務職員(県費)	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
合 計	18	17	15	14	13	12	11	10	9	7	4	3

長若小学校の児童数及び学級数の推移状況 予想

令和3年4月1日現在 住民生活課 年齢別人口資料に基づく

1 児童数の推移

出生年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年 齢	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
学 年	小6	小5	小4	小3	小2	小1						
児 童 数	8	12	11	6	7	7	8	7	8	6	6	7

2 学級編成数の推移(特別支援学級の無しの場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

	小6	小5	小4	小3	小2	小1			
令和3年度	8	12	11	6	7	7	児童数	51	
	1	1	1	1		1	学級数	5(複式1)	
令和4年度		12	11	6	7	7	児童数	51	小1
		1	1	1	1	1	学級数	5(複式1)	
令和5年度			11	6	7	7	児童数	46	小1
			1	1	1	1	学級数	4(複式2)	
令和6年度				6	7	7	児童数	43	小1
				1	1	1	学級数	4(複式2)	
令和7年度					7	7	児童数	43	小1
					1	1	学級数	4(複式2)	
令和8年度						7	児童数	42	小1
						1	学級数	4(複式2)	
令和9年度							児童数	42	小1
						1	学級数	4(複式2)	

○ 学級編制基準(小学校の場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

同学年の児童で編制する場合		2つの学年の児童で編制する場合(複式)		特別支援学級
1学年・2学年	35人	1学年の児童を含む場合	8人	8人
3学年～6学年	40人	それ以外の場合	16人	

※2021年に標準法が一部改訂となり、同学年の児童で学級を編制する場合の基準を35人として、2021年から5年間をかけて、該当学年を順次引き上げるようになった。(例：2021年は2学年まで、2022年は3学年まで・・・)
 ※複式学級とする学年は、基本的には低い学年同士から編制することになっている。(例外も認められる)

○ 学級数により配当される教職員数(小学校の場合) ※「埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準」に基づく(一部抜粋) 単位 人

学 級 数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
校 長・教 員	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3
養 護 教 員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
事 務 職 員(県費)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
合 計	18	17	15	14	13	12	11	10	9	7	4	3

三田川小学校の児童数及び学級数の推移状況 予想

令和3年4月1日現在 住民生活課 年齢別人口資料に基づく

1 児童数の推移

出生年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年 齢	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
学 年	小6	小5	小4	小3	小2	小1						
児 童 数	8	7	7	6	6	4	7	3	6	4	5	2

2 学級編成数の推移(特別支援学級の無しの場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

令和3年度	小6	小5	小4	小3	小2	小1	児童数	学級数						
	8	7	7	6	6	4	38	4 (複式2)						
	1	1		1		1								
令和4年度						小1								
		7	7	6	6	4	7	37						
		1	1		1		1	4 (複式2)						
令和5年度						小1								
			7	6	6	4	7	3	33					
			1	1		1		1	4 (複式2)					
令和6年度						小1								
				6	6	4	7	3	6	32				
				1	1		1		1	4 (複式2)				
令和7年度						小1								
					6	4	7	3	6	4	30			
					1	1		1		1	4 (複式2)			
令和8年度						小1								
						4	7	3	6	4	5	29		
						1	1		1		1	4 (複式2)		
令和9年度									小1					
							7	3	6	4	5	2	27	
							1		1		1		3 (複式3)	

○ 学級編制基準(小学校の場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

同学年の児童で編制する場合		2つの学年の児童で編制する場合(複式)		特別支援学級
1学年・2学年	35人	1学年の児童を含む場合	8人	8人
3学年～6学年	40人	それ以外の場合	16人	

※2021年に標準法が一部改訂となり、同学年の児童で学級を編制する場合の基準を35人として、2021年から5年
間をかけて、該当学年を順次引き上げることになった。(例：2021年は2学年まで、2022年は3学年まで・・)
※複式学級とする学年は、基本的には低い学年同士から編制することになっている。(例外も認められる)

○ 学級数により配当される教職員数(小学校の場合) ※「埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準」に基づく(一部抜粋) 単位 人

学 級 数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
校 長・教 員	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3
養 護 教 員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
事 務 職 員(県費)	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
合 計	18	17	15	14	13	12	11	10	9	7	4	3

両神小学校の児童数及び学級数の推移状況 予想

令和3年4月1日現在 住民生活課 年齢別人口資料に基づく

1 児童数の推移

出生年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年齢	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
学年	小6	小5	小4	小3	小2	小1						
児童数	23	17	14	10	12	10	10	6	6	2	6	4

2 学級編成数の推移(特別支援学級の無しの場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

令和3年度	小6	小5	小4	小3	小2	小1	児童数	学級数
	23	17	14	10	12	10	86	6
	1	1	1	1	1	1		
令和4年度						小1		
		17	14	10	12	10	73	6
		1	1	1	1	1		
令和5年度						小1		
			14	10	12	10	62	6
			1	1	1	1		
令和6年度						小1		
				10	12	10	54	5 (複式1)
				1	1	1		
令和7年度						小1		
					12	10	46	4 (複式2)
					1	1		
令和8年度						小1		
						10	40	4 (複式2)
						1		
令和9年度						小1		
						10	34	4 (複式2)
						1		

○ 学級編制基準(小学校の場合) ※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法令」等参照

同学年の児童で編制する場合		2つの学年の児童で編制する場合(複式)		特別支援学級
1学年・2学年	35人	1学年の児童を含む場合	8人	8人
3学年～6学年	40人	それ以外の場合	16人	

※2021年に標準法が一部改訂となり、同学年の児童で学級を編制する場合の基準を35人として、2021年から5年間をかけて、該当学年を順次引き上げることになった。(例：2021年は2学年まで、2022年は3学年まで・・・)
 ※複式学級とする学年は、基本的には低い学年同士から編制することになっている。(例外も認められる)

○ 学級数により配当される教職員数(小学校の場合) ※「埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準」に基づく(一部抜粋) 単位 人

学級数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
校長・教員	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3
養護教員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
事務職員(県費)	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
合計	18	17	15	14	13	12	11	10	9	7	4	3

学校適正配置関連法令（抜粋）

○学校教育法

（学級設置基準）

第 3 条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第 3 8 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。

○学校教育法施行規則

（学級数）

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、その限りでない。

（分校の学級数）

第 4 2 条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5 学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を 1 学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の 1 学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る 1 学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

※令和 3 年 3 月 3 1 日に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立した

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 3 3 年法律第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第 2 項において同じ。）の項中「4 0 人（第 1 学年の児童で編制する学級にあつては、3 5 人）」を「3 5 人」に改める。

附則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第 2 項において同じ。）の項中「3 5 人」とあるのは、「3 5 人（児童の数の推移等を考慮し、第 2 学年から第 6 学年まで段階的に 3 5 人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては 4 0 人）」とする。

（略）

(埼玉県学級編制の基準) ※令和3年4月1日現在のもの

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	第1学年及び第2学年 35人 第3学年から第6学年 40人
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあつては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

(学級編制)

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 1 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
- 1 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

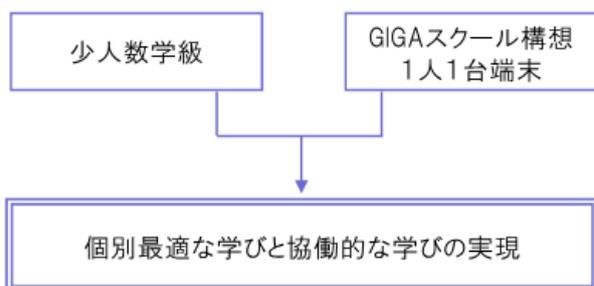
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣旨

＜予算関連法案・日切れ扱い希望＞

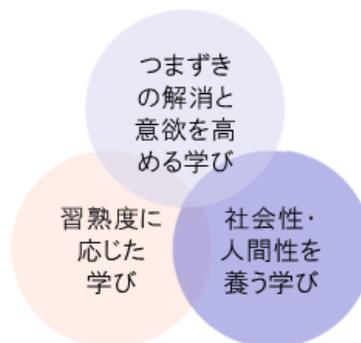
Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

【個別最適な学びと協働的な学び】



2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

文部科学省 HP より

小鹿野町の小学校の教育環境に関する アンケートの結果

(小・中学校の全教職員80名と学習指導員等 82名から回答)

Q 1 現在、勤務されている学校で、子どもたちへ教育指導をしていく上で、効果的な面や課題となっている面がありますか。あったら簡潔（箇条書き）に書いてください。

○ 効果的な面 (主な回答)

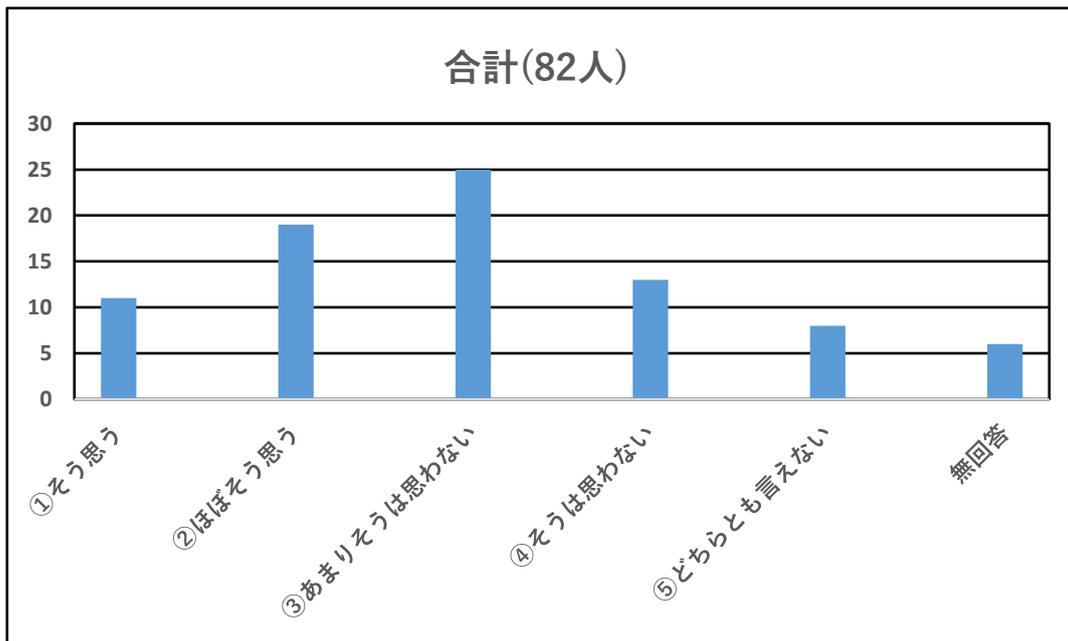
- 少人数なので、子ども一人一人をよく理解できて、個々に応じた丁寧な指導ができる。子どもや保護者との信頼関係を築きやすい。
- 少人数なので、温かい雰囲気のある学校生活が送れる。
- 小規模校なので、縦割り集団活動等の異年齢集団による活動に取り組みやすい。
- 少人数なので、子ども一人一人が主役になれる機会が多く、有用感や自己肯定感を育める。
- 少人数なので、学校教材が人数分揃っており、1人で1台を使用できる。
- 地域の方々が教育活動に大変熱心で、学校への支援も厚い。
- 教室や特別教室に余裕があるため、十分なスペースを確保しながら学習できる。
- 小規模校なので、教職員全員で、常に子どもたちの課題が共有されている。
- 町費職員の配置により、教科指導に関わる職員が多く指導が手厚くできる。
- 複式学級が無いので、学年に合った指導をすることや学年行事の計画がしやすい。
- 人数が多いため、授業が様々な学習形態（グループ・ペア学習等）で学習でき、多様な考えや意見に触れられる学習ができています。子ども同士が影響し合って成長できている。
- 多人数の集団の中で、様々な友だちとかわかることで、コミュニケーション能力や社会性を高められるとともに、競争心や向上心も育みやすい。
- 学年で並行級があるので、教職員同士で指導方法等について相談や検討し合って教材研究ができる。他の教職員からアドバイス等ももらいやすい。
- タブレットなどのICT機器が充実している。
- ある程度の人数の教職員がいるので、教職員同士の連携、課題への組織対応がしやすい。
- 町の独自の予算で、「自学ノート」や「ことだま（詩の暗唱等）」の冊子などを作成・配布していただいているので、積極的な取組が学校内でできている。
- 教職員の数が確保されていて、部活動の種類もある程度維持できている。

○ 課題となっている面 (主な回答)

- 少人数なので、人間関係や学習集団が固定化しがちで、競争心や向上心が育ちにくい。また、多様な考えや意見が出にくく、思考や視野が広がらない。
- 教員の目が届き手がかけられる環境なので、子どもが待ちの姿勢になりやすい。また、問題が起こったときに、すぐに大人に頼りがちになり、克己心が育ちづらい。
- 少人数なので、多数の子ども同士で関わり合う機会が少ないため、コミュニケーション能力が育ちにくい。
- 少人数なので、子ども同士は互いに気心がよく知れているため、馴れ合いやおせっかいすぎる面がある。教職員とも家庭的になり、ややけじめがなくなりやすい傾向がある。
- 複式学級は、単級に比べて学習等がやりにくい。
- 小規模校は、担任が単独で何でもしなければならぬので、学習の準備が大変である。
- 小規模校は、担当する校務分掌が多く、校内での仕事や出張等の負担が大きい。教材研究や子どもと触れ合う時間が少なく、出張時の補欠授業の教職員の補充が難しい。
- 町費の生活指導補助員が、今年度はいないので大変になった。また、校務員の方にも常駐してほしい。
- 小規模校なので、体育や音楽、学校行事などにおいて、多人数ですることができず活動に制約が生じてしまう。グループでの活動がやりづらい。
- 小鹿野小学校や小鹿野中学校では、縦割り班活動等を意図的に取り入れないと、異学年交流の機会が少ない。
- 子どもの人数が多く、小規模校に比べると、担任一人では子ども一人一人に目が行き届かない。子どもたちは、様々な面での課題（情緒面・家庭環境・学習面・人間関係）があるので、一律の指導では難しく、個々に対応するとすると時間的に厳しい。
- 不登校傾向の生徒の家庭への支援や、不登校傾向の生徒への対応をどのようにしていくべきか。
- ICTの活用方法の学習内容の充実を図る。
- 子どもたちは、小集団では友達関係が固定化してしまい人間関係づくりが苦手なように感じる。小規模な学校から入学してきた生徒は、中学校に入学してくるとギャップがあり、学業や人間関係への不安で不登校傾向になりやすい面がある。

Q 2 国法等で「(基本的に) 小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とし、普通学級の1学級編制人数を35人にしていく」として、それが適正規模だとしています。あなたはそのことについてどう思われますか。○をつけてください。

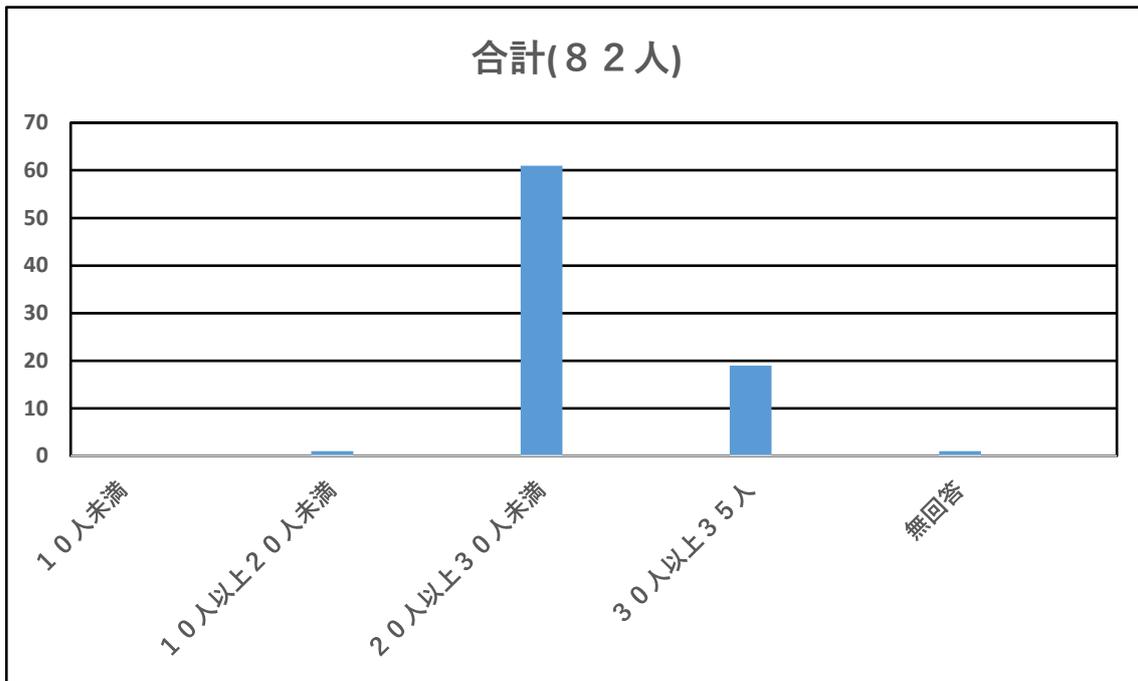
- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| ① そう思う | ② ほぼそう思う | ③ あまりそうは思わない |
| ④ そうは思わない | ⑤ どちらとも言えない | |



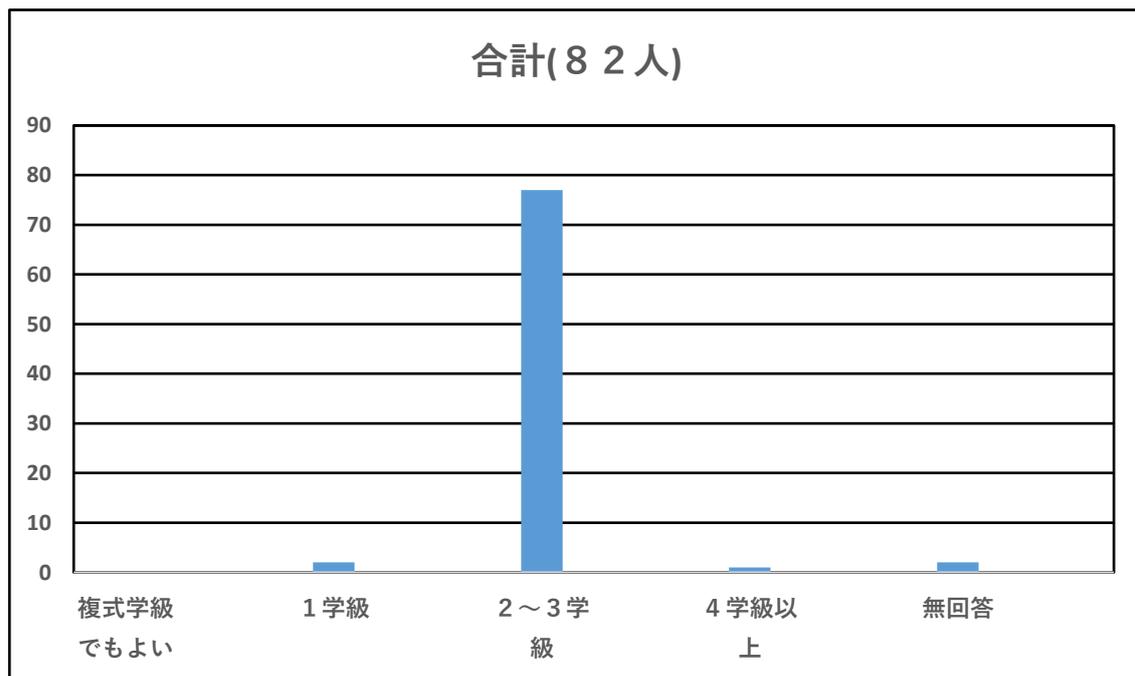
Q3 あなたが理想と思う1学級当たりの子ども数は何人ですか。また、同学年の学級数は何学級あればよいと思いますか。

- 1学級当たり子ども数 ()人
- 同学年の学級数 ()学級

・ 理想とする1学級当たりの子ども数



・ 理想とする同学年の学級数

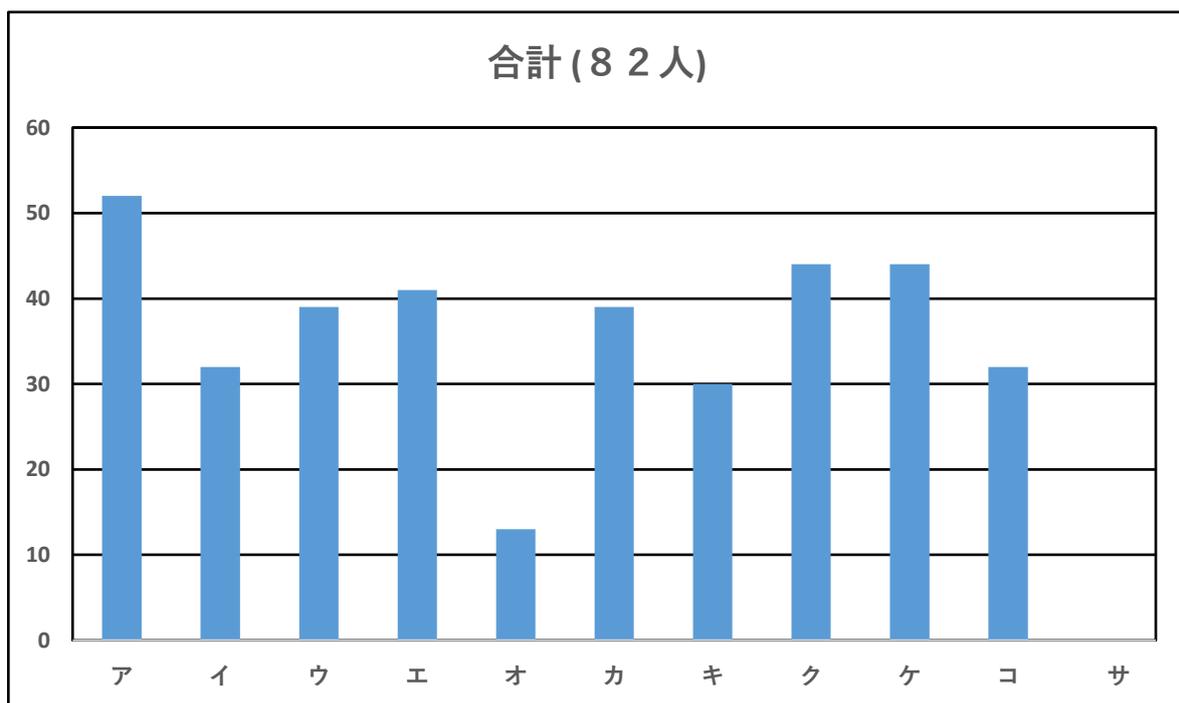


Q4 今後、子ども数や学級数、教職員数が減少すると、子どもへの教育環境や教職員の業務状況はどのようになるとお思いますか。選んで○をつけてください。(複数回答可)

○ 子どもへの教育環境

【選択項目】

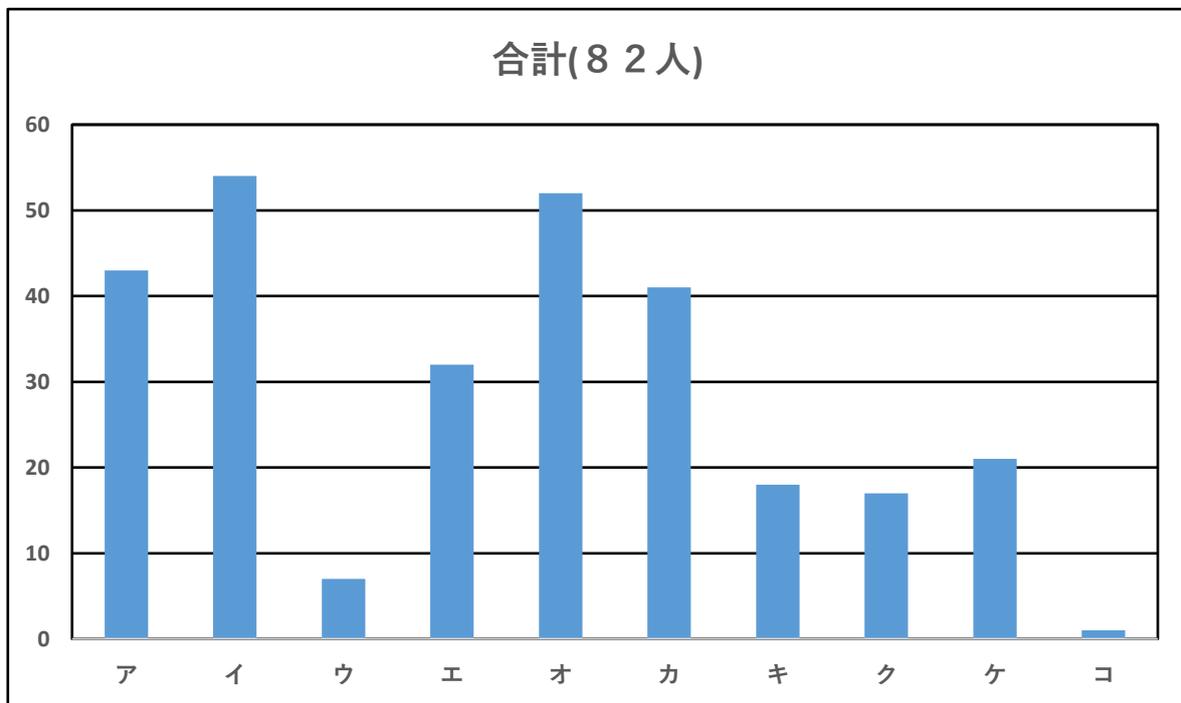
- ア 子どもをよく理解でき、一人ひとりにきめ細やかな指導ができる。
- イ 子ども同士がよく知り合え、家庭的な雰囲気の中で仲良く学習ができる。
- ウ 縦割り活動が取り入れやすく、異年齢学年との関わりを深めることができる。
- エ 子どもが主役として活動する機会が多く、発表の機会も確保できる。
- オ 子どもの人数が少ないので、いじめや不登校等が発生しにくくなる。
- カ いじめや不登校などが発生した際、人間関係が固定化しているため解決しづらい。
- キ 話し合い学習等で、多様な意見や考えが出にくいいため、学習内容の深まりや広がりが難しい。グループ学習等、多様な学習形態での学習の工夫がしづらい。
- ク 運動会等の行事や、体育科や音楽科の学習で、学習内容や活動の制約が生じる。
- ケ 人間関係が固定化し切磋琢磨する機会が少ないため、競争心や向上心が育ちにくい。
- コ 様々な考えや価値観をもった子ども同士の交流が少ないため、思考や視野の範囲が狭くなったり、他者との葛藤や人間関係づくりの経験が乏しく、社会性やコミュニケーション力が育ちにくい。
- サ その他
()



○ 教職員の業務状況

【選択項目】

- ア 子どもの数が少ないので、成績処理等の業務量が少なくて楽でよい。
- イ 子ども一人ひとりを深く理解でき、保護者との関係も築きやすい。
- ウ 業務の進め方や授業の仕方などを、自分一人で自由に考えてできるのでよい。
- エ 教職員の人数が少ないので、教職員間の意思の疎通や統一が図りやすい。
- オ 担当する校務分掌が多くなるため、教材研究や授業準備の時間が十分に確保できなくなる。
- カ 出張等が多くなり、授業の確保や補欠授業や自習学習の準備など、業務上の負担が増える。
- キ 補欠授業の調整が困難になるので、校外の研修会等に参加しづらくなる。
- ク 教職員の人数が少ないので、同僚に教育指導や生徒指導上の相談ができなくなる。また、学校課題の解決に組織的に対応していくことが難しくなる。
- ケ 複数の教職員によるTTや習熟度別の少人数指導等の多様な学習指導が実施できなくなり、学校の教育力の向上を図ることが難しくなる。
- コ その他
()



コ その他の回答として

- ・子どもの人数は少ないが、子ども一人一人に合った学習課題を設定していくため業務量は決して少なくなっていない。補助の先生がいないため、担任が全てを一人で行うので以前より仕事量は増えている。

小学校の教科担任制の導入について

小鹿野町教育委員会学校教育課

1. 小学校の教科担任制の拡大の背景

- 2019年4月に、文部科学大臣が小中高の教育の在り方の総合的な見直しを中教審に諮問した。大きな柱となるのは小学校5・6年生の授業での「教科担任制」の拡大。背景にあるのは、教育改革である。
- 2020年度から、英語が正式教科となり、プログラミング教育も必修化されるなど、小学校でも専門的な指導による教育の質の確保が求められている。
- 専門性の高い英語などの授業準備に教員が時間を取られ、過重労働が指摘される中で負担がさらに増えることも懸念されている。
- ★ 2022年度から、全国の小学校で高学年の「教科担任制」が本格導入されることになった。(2021年12月 文部科学省から)

2. 教科担任制のメリット

- (1) 専門性の高い教員が、得意な教科指導を行うことで授業の質の向上を図れるとともに、学力向上にも繋がる。クラス間や学年間の指導の質や成績の格差を是正できる。また、専門性の高まりにより、児童の興味や関心、意欲等を高めることも期待できる。
- (2) 指導に必要な教材研究や授業準備の負担軽減が図れる。
- (3) 小学校で教科担任制に馴染むことで、中学校の教科別の担当指導体制に円滑に接続でき、子供たちの不安解消にも繋がる。
- (4) 複数の目で指導にあたり、児童一人一人のよさを伸ばすことができる。
- (5) 万一、学級担任とそりが合わない児童も、他の教科担当の教員の時に活躍することができる。

3. 教科担任制のデメリット（注意して配慮すべきこと）

- (1) 学級担任が、児童一人一人の良いところや直したいところなどの総合的な児童理解をしづらくなる。また、児童の1日の様子の把握が難しく、褒めたり相談に乗ったりするケア等もしづらくなり、児童の安心感に影響を及ぼすことが懸念される。(情報交換のための時間のロス、話の食い違い等)

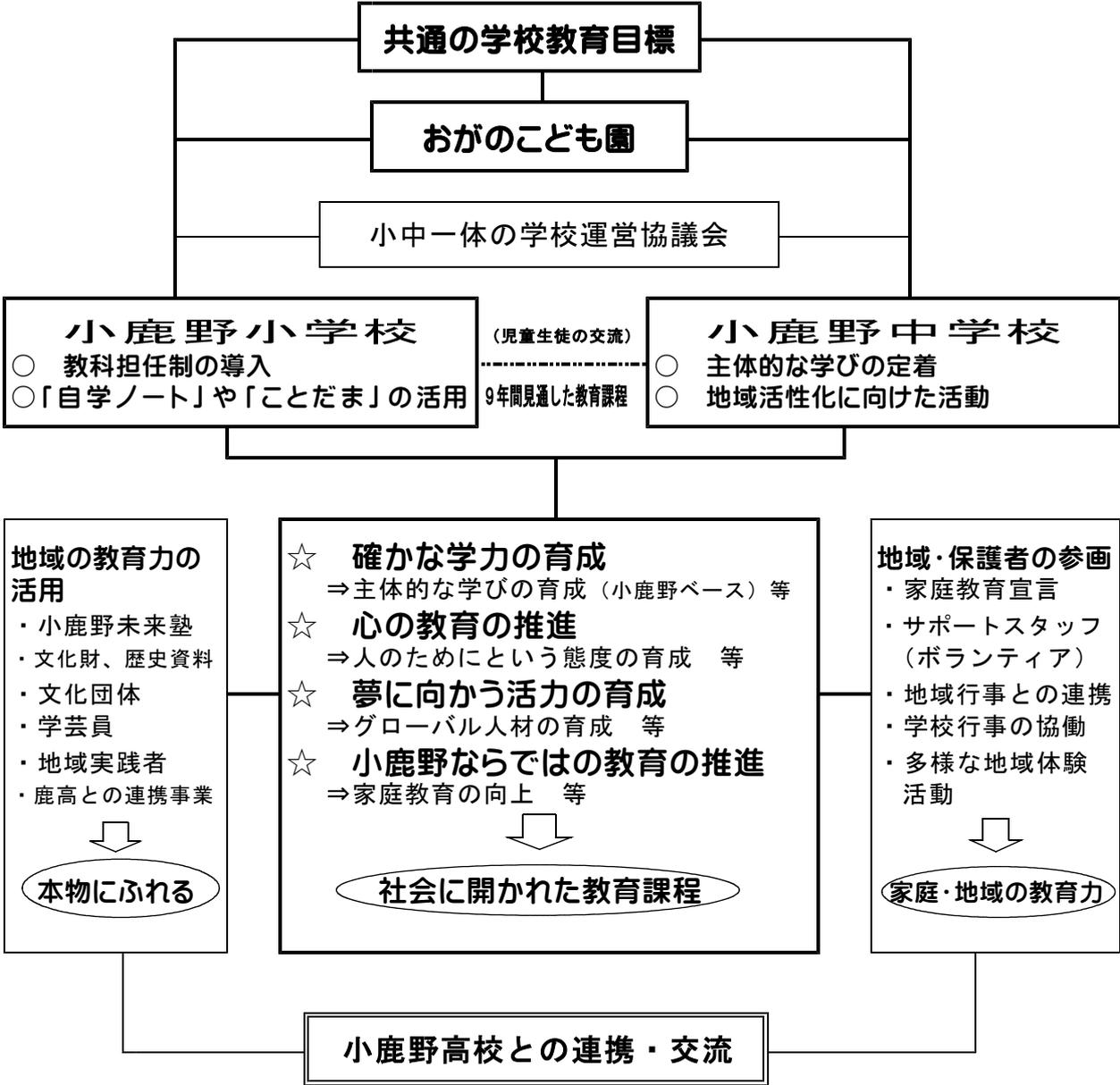
- (2) その教科の指導を担当者に委ねるので、独りよがりになりがちな面が生じやすくなる点は懸念される。
- (3) 教員側からすると、子供の不得意な教科では、よいところを褒めづらい状況が生じてしまう懸念がある。
- (4) 授業の時割表を作成するのが非常に難しくなる。
- (5) 授業時間の弾力的な運用ができない。(授業の時間変更が難しい)
- (6) 教科の枠を超えられない。

4. 教科担任制を導入するに当たっての懸念・配慮事項

- (1) 専門教育を行える教員の確保。英語やプログラミング教育に精通した小学校教育をどう養成するか。(教員免許・採用・研修の仕組み) また、それぞれの教員が、担当する教科の指導に対して、一定水準の指導力、児童理解力、対応力、統率力を備えていて、学習指導を行えることを条件とするべきである。
- (2) 少子化に伴って増加している小規模校では、教員の数が少なく、教科担任制への対応は難しい。
- (3) クラス担任が児童の総合的な能力・特徴をつかみにくくなる。
- (4) 小学校低学年で教科担任制を実施した場合、教員が入れ替わり立ち替わりになり、教科間で矛盾するような指導が行われると、学習の基礎部分がまだ身に付いていない子供たちを戸惑わせることになる。発達段階や教科内容の専門性等を勘案して、導入に当たっては、小学校高学年が妥当であると考えられる。(低・中学年への導入においては、技能教科的なものが考えられる。)
- (5) 校内の統一的な学習規律が確率しており、児童が混乱することなく、担任以外の教員の指導を受け入れられる状況を醸成しておく。
- (6) 教科担任、学級担任とも共通の指導観をもち、情報を共有しながら協働して児童の指導に当たる体制を築いておく。宿題等の出し方にも情報共有が重要となる。
- (7) 自学級に他の指導者が入ることに抵抗感がある教員がいないよう、全教職員で明確な見通しをもつことと、教科担任制のメリット・デメリットについて共通理解をしておく必要がある。
- (8) 児童や保護者に教科担任制を取り入れる目的とよさ、進め方について十分に説明し理解を図っておく。
- (9) 教科担任制の導入後も、それだけに縛られることなく、実態に応じて指導の形態を変更し効果が上がるように、多様な指導ができるように柔軟性もって行うことが必要である。

※ 文部科学省の関係資料等を参考に作成

併設型の小中一貫校(コミュニティスクール)



○ 学校教育を貫く3本の柱

- ・ 知識及び技能
- ・ 思考力、判断力、表現力
- ・ 学びに向かう力、人間性 等

こども園から高校まで繋がる「身につけさせたい力」

学校教育のスタートとしての幼児教育の充実

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度とは）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

1 学校運営協議会制度とは

学校運営協議会制度は、地域の住民や保護者により組織された機関で、学校運営に関する協議を行います。

○合議体（議決権を持つ）

→地域の住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画するシステム

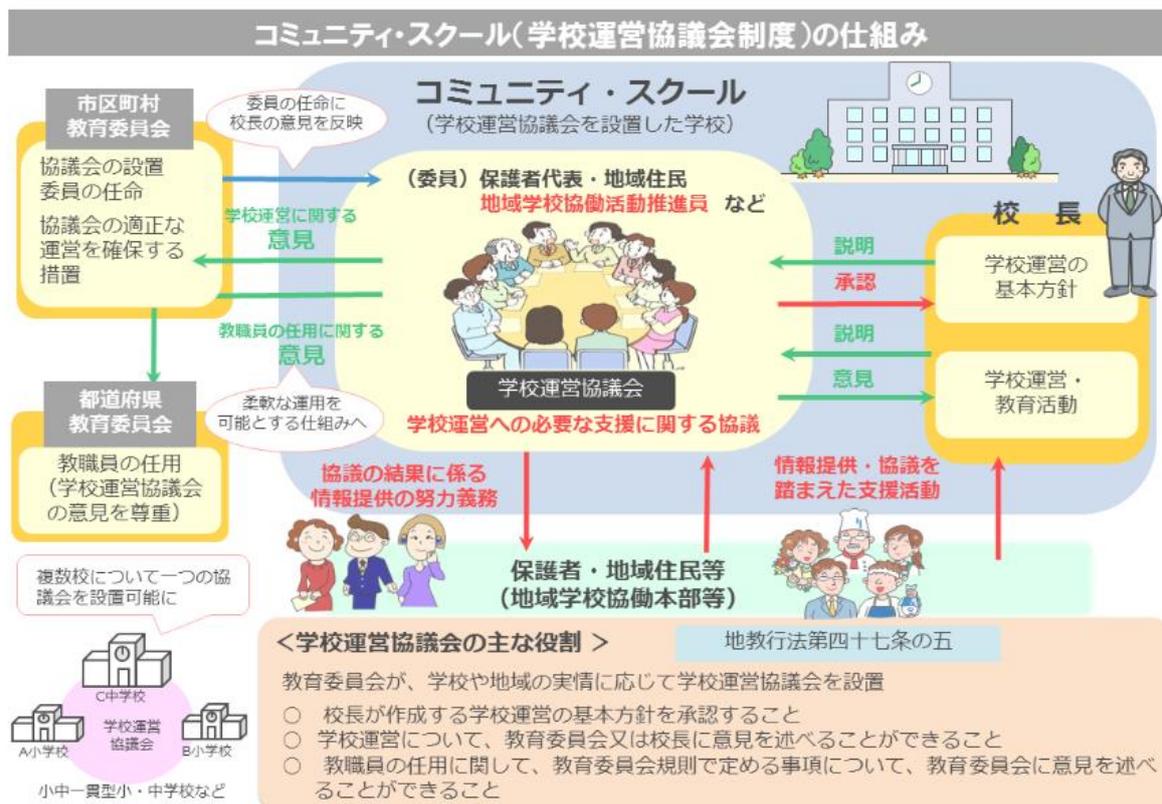
法律（地教行法第47条の5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- (2) 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

の3つがあります。

2 コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会が設置されている学校のことです。



各小学校の学用品並びに通学状況について

資料 8

令和3年9月10日 調査

学校名 調査項目	小鹿野小	長若小	三田川小	両神小
Q1 通学用のバックは？	①ランドセル ②ランリュック ③背負える物 ()	①ランドセル ②ランリュック ③背負える物 ()	①ランドセル ②ランリュック ③背負える物 ()	①ランドセル ②ランリュック ③背負える物 (大部分はランリュックだが、現1年生のみ半数がランドセル)
Q2 通学帽子は？	①指定黄色帽子 ②自由な帽子 ③ヘルメット ④かぶらない (季節によって黄色のキャップ型帽子ならよい。)	①指定黄色帽子 ②自由な帽子 ③ヘルメット ④かぶらない (色を黄色に指定しているが、校章等の指定はない。)	①指定黄色帽子 ②自由な帽子 ③ヘルメット ④かぶらない (季節によって)	①指定黄色帽子 ②自由な帽子 ③ヘルメット ④かぶらない (児童は黄色の帽子もヘルメットも所有。家庭の判断でどちらかをかぶって登下校している。)
Q3 自転車に乗る時は？	①指定ヘルメット ②自由ヘルメット ③かぶらなくてよい	①指定ヘルメット ②自由ヘルメット ③かぶらなくてよい	①指定ヘルメット ②自由ヘルメット ③かぶらなくてよい	①指定ヘルメット ②自由ヘルメット ③かぶらなくてよい
Q4 体育着は？	①学校指定の体育着 ②自由なもの	①学校指定の体育着 (長袖・長ズボン) ②自由なもの ・半袖は白 ・ハーフパンツは紺色	①学校指定の体育着 ②自由なもの	①学校指定の体育着 ②自由なもの

Q5 体育着に校章は？	①入っている ②はいっていない	①入っている ②はいっていない	①入っている ②はいっていない	①入っている ②はいっていない
Q6 児童の体育帽子は？	①紅白帽子 ②学年毎の色帽子 ③その他 ()	①紅白帽子 ②学年毎の色帽子 ③その他 ()	①紅白帽子 ②学年毎の色帽子 ③その他 ()	①紅白帽子 ②学年毎の色帽子 ③その他 ()
Q7 Q2・Q4で指定と答えた場合の指定業者は？	<ul style="list-style-type: none"> ・Q2の指定業者 (特になし) ・Q4の指定業者 (カトウヤ洋品店・すがた) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q2の指定業者 () ・Q4の指定業者 (カトウヤ洋品店) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q2の指定業者 (安全協会より寄贈) ・Q4の指定業者 (カトウヤ洋品店) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q2の指定業者 (カトウヤ洋品店) ・Q4の指定業者 (カトウヤ洋品店)
Q8 児童の運動靴は？	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()
Q9 児童の上履きは？	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 (先が緑色) ・指定購入業者 (特になし)	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()	①特に指定なし ②指定あり ・指定内容 () ・指定購入業者 ()
Q10 児童の通学方法は？	①徒歩 ②スクールバス ③路線バス ④その他 ()	①徒歩 ②スクールバス ③路線バス ④その他 ()	①徒歩 ②スクールバス ③路線バス ④その他 ()	①徒歩 ②スクールバス ③路線バス ④その他 (自家用車)

<p>Q11 通学方法の決定基準は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス利用児童は、 ★倉尾地区の児童1人（5年生） ★津谷木地区の児童5人（3年生2人、5年生1人、6年生2人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全員が徒歩通学 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス利用は、日陰平橋（久月地区）より遠方の児童 7人 （内訳） ・1年 0人 ・2年 2人 ・3年 1人 ・4年 1人 ・5年 2人 ・6年 1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス利用児童は、（旧竹平分校区）より遠方の児童 ・薄方面の児童 8人 （内訳） ・1年 1人 ・2年 1人 ・3年 1人 ・4年 0人 ・5年 1人 ・6年 4人 ・小森谷方面は中尾地区に1家族3人の児童がいるが、親の仕事出勤（役場）に合わせて、送迎している。
------------------------	--	--	---	--

各小学校の主な沿革

【小鹿野小学校】

明治 3年 4月	郷学校設立
明治 6年 6月	小鹿野小学校創立
明治19年 3月	伊豆沢小学校を合併
明治22年 5月	下小鹿野小学校を合併（小鹿野町立小鹿野尋常小学校と称す）
明治24年 8月	高等科併設 小鹿野尋常高等小学校と称す
昭和16年 4月	小鹿野国民学校と改称
昭和22年 4月	小鹿野町立小鹿野小学校と改称（中学創立）
昭和42年 7月	プール完成（昭和63年12月 プール全面改修工事）
昭和46年 4月	新校舎落成（普通教室棟）
昭和50年 7月	新校舎落成（管理棟特別室校舎）
昭和51年 2月	体育館落成
平成11年 3月	パソコン室コンピュータ設置（平成24年9月 コンピュータ入替）
平成16年 4月	倉尾小学校統合
平成24年 3月	校舎改修工事
平成27年 6月	体育館・プール建築工事完了
平成28年10月	町学校給食センター稼働

【長若小学校】

明治 9年 2月	般若学校を黒沢佐重郎宅に開校する （その後、坂本宇吉宅、遍照寺、柴崎敏三郎宅に移す）
明治 9年 3月	長留学校を猛林寺に開校する （その後、長留寺、光膳院に移す）
明治17年 3月	般若学校の校舎新築落成（般若学校移転）
明治19年 4月	長留学校と般若学校を合併し、若留小学校と称し、坂本ツネ宅を校舎とする（元般若学校へ移転）
明治22年 4月	校名を長若尋常小学校と改称
明治39年 3月	長若尋常高等小学校と改称
明治43年12月	新校舎落成（木造校舎）
昭和16年 4月	長若国民学校と改称
昭和22年 4月	長若村立長若小学校と改称

昭和30年	4月	町村合併により校名を小鹿野町立長若小学校と改称
昭和48年	3月	現在地に新校舎落成（鉄筋コンクリート）
昭和51年	3月	体育館落成
昭和62年	1月	新設プール完成（平成2年 9月 体育館床張替工事）
平成23年	8月	校舎木質化改修工事・耐震工事
平成24年	8月	体育館耐震・改修工事
平成28年	8月	校庭改良工事

【三田川小学校】

明治 7年	4月	三山学校創立（法正寺・河原沢学校創立（真福寺）
明治 8年	9月	飯田学校創立（光源院）
明治15年	4月	三山学校分立（東三山・西三山）
明治19年	4月	4校統合し三田川小学校となる（本校・三山分校・河原沢分校）
明治25年	7月	分校の独立、第一、第二、第三尋常小学校となる
明治26年	6月	第一学校に高等科併置
明治33年	11月	第一学校校舎新築
大正 4年	4月	第二学校に高等科併置
昭和14年	4月	第三学校に高等科併置
昭和16年	4月	国民学校となる
昭和31年	3月	町村合併 小鹿野町となる
昭和35年	4月	第一小学校幼稚園併設 （昭和40年に第二小学校、昭和39年に第三小学校に併設）
昭和44年	7月	第一小学校プール開設
昭和49年	3月	統合小学校新校舎落成
昭和49年	4月	三校統合、小鹿野町立三田川小学校となる
昭和52年	3月	体育館竣工
昭和57年	5月	校庭拡張工事完了
平成 2年	3月	プール修繕工事完了 （平成8年5月 第三校舎一階デイサービスセンター開所）
平成18年	12月	体育館屋根全面塗装工事完了
平成23年	9月	体育館耐震改修工事完了
平成24年	12月	校舎改修工事完了

【両神小学校】

明治27年	5月	黒海土、竹平、薬師堂にそれぞれ尋常小学校として分立 (5月28日に3校合併、両神尋常高等小学校と改称、黒海土、 竹平、原谷、煤川に各分教場を置く)
昭和16年	4月	両神国民学校と改称
昭和22年	4月	両神村立両神小学校と改称、竹平、原、大谷、煤川、滝前分校 とする
昭和46年	4月	両神小学校、本校、竹平、出原、煤川分教場とする。大谷地区 は本校学区内に統合
昭和47年	6月	新校舎完成(9月1日 新校舎へ移転)
昭和49年	6月	体育館完成
昭和50年	8月	プール施設竣工
昭和55年	3月	小学校体育館北側に両神小中学校共同調理場竣工
平成17年	10月	小鹿野町との合併により小鹿野町立両神小学校となる
平成23年	7月	校舎耐震化工事・大規模改修工事完了
平成30年	7月	校庭大規模改良工事
令和元年	5月	プール塗装工事

どの小学校も、開校100数十年の歴史を有し、地域の方々に支えられ教育施設としてだけでなく、地域づくりの拠点として輝かしい文化と伝統を築き上げてきました。